男鹿市告示第４５号

男鹿市要保護児童対策地域協議会実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年４月１日

男鹿市長　菅　原　広　二

男鹿市要保護児童対策地域協議会実施要綱の一部を改正する告示

男鹿市要保護児童対策地域協議会実施要綱（平成１９年男鹿市告示第２６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第１条　**要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。」）の適切な保護又は支援を図るため**、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の２第１項の規定に基づき、男鹿市要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。 （所掌事務）	（目的） 第１条　**本市における児童虐待等の要保護児童に適切に対応するため、関係機関が相互に連携することにより、虐待等の未然防止、早期発見及び再発防止を図るとともに、地域住民の意識啓発を行うことを目的として**、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の２第１項の規定に基づき、男鹿市要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。 （所掌事務）

改正後	改正前
第２条　地域協議会は、支援対象児童等に関して適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援内容に関する協議をするものとする。	第２条　地域協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる内容について協議するものとする。 ⑴　要保護児童についての情報交換 ⑵　要保護児童の発見及び対応の検討 ⑶　要保護児童に対する地域社会の啓発活動 ⑷　その他要保護児童に関する事項
（組織） 第３条　地域協議会は、男鹿市要保護児童対策代表者会議（以下「代表者会議」という。）及び男鹿市要保護児童対策実務者会議（以下「実務者会議」という。）並びに個別の支援対象児童等について協議する個別ケース検討会議（以下「個別ケース検討会議」という。）で組織する。 ⑴～⑶　（略） ２及び３　（略）	（組織） 第３条　地域協議会は、男鹿市要保護児童対策代表者会議（以下「代表者会議」という。）及び男鹿市要保護児童対策実務者会議（以下「実務者会議」という。）並びに個別の要保護児童について協議する個別ケース検討会議（以下「個別ケース検討会議」という。）で組織する。 ⑴～⑶　（略） ２及び３　（略）
（代表者会議） 第５条　代表者会議は、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、次の事項を協議する。 ⑴　支援対象児童等の支援に係るシステムに関すること。 ⑵　実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評	（会議） 第５条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

改正後	改正前
価に関すること。 ⑶　前各号に掲げるもののほか支援対象児童等の支援に関し必要と認められること。 ２　代表者会議は、会長が招集し、議長となる。 （実務者会議） 第６条　実務者会議は、支援対象児童等に係る実務を行っている者の知識及び経験を支援の内容に反映させることを目的として、次の事項を協議する。 ⑴　全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等に関すること。 ⑵　定期的な情報交換及び個別ケース検討会議への助言に関すること。 ⑶　支援対象児童等の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。 ２　実務者会議は、男鹿市こども家庭センター長が招集し、議長は男鹿市こども家庭センター長が指名した者とする。 （個別ケース検討会議） 第７条　個別ケース検討会議は、具体的な支援の内容等を検討することを目的として、次の事項を協議する。 ⑴　関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断に関すること。	

改正後	改正前
⑵　支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。 ⑶　支援対象児童等の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。 ⑷　支援対象児童等への支援方針の確立及び役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。 ⑸　ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定に関すること。 ⑹　支援対象児童等に係る支援及び支援計画に関すること。 ⑺　次回会議（評価及び検討）の確認に関すること。 ２　個別ケース検討会議は、男鹿市こども家庭センター長が招集し、議長は男鹿市こども家庭センター長が指名した者とする。	
（要保護児童対策調整機関の指定） 第８条　市長は、男鹿市こども家庭センターを要保護児童対策調整機関として指定する。	（要保護児童対策調整機関の指定） 第６条　市長は、市民福祉部子育て健康課を要保護児童対策調整機関として指定する。
（要保護児童対策調整機関の業務） 第９条　前条の指定による要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるものとする。 ⑴　（略）	（要保護児童対策調整機関の業務） 第７条　前条の指定による要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるものとする。 ⑴　（略）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

⑵　**支援対象児童等**に関する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

（守秘義務）

第10条　（略）

（補則）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、**市長が**別に定める。

別表第１（第３条**、第５条**関係）

<table>
<tr><td>男鹿市</td><td>福祉事務所長</td></tr>
<tr><td>保健医療機関</td><td>男鹿みなと市民病院から推薦された者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">児童福祉関係</td><td>秋田県子ども・女性・障害者相談センターから推薦された者</td></tr>
<tr><td>男鹿市社会福祉協議会から推薦された者</td></tr>
<tr><td>男鹿市民生児童委員協議会会長</td></tr>
<tr><td>青少年育成男鹿市民会議会長</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警察・司法・人権擁護関係</td><td>男鹿警察署から推薦された者</td></tr>
<tr><td>男鹿地区保護司会会長</td></tr>
<tr><td>秋田人権擁護委員協議会から推薦された者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育関係</td><td>男鹿市校長会会長</td></tr>
<tr><td>男鹿市保育協議会会長</td></tr>
</table>

</td><td>

⑵　**要保護児童**に関する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

（守秘義務）

第８条　（略）

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第１（第３条関係）

<table>
<tr><td>男鹿市</td><td>福祉事務所長</td></tr>
<tr><td rowspan="12">関係機関</td><td>男鹿みなと市民病院から推薦された者</td></tr>
<tr><td>秋田県子ども・女性・障害者相談センターから推薦された者</td></tr>
<tr><td>男鹿警察署から推薦された者</td></tr>
<tr><td>男鹿市社会福祉協議会から推薦された者</td></tr>
<tr><td>男鹿市民生児童委員協議会会長</td></tr>
<tr><td>男鹿地区保護司会会長</td></tr>
<tr><td>青少年育成男鹿市民会議会長</td></tr>
<tr><td>男鹿市校長会会長</td></tr>
<tr><td>男鹿市保育協議会会長</td></tr>
<tr><td>秋田人権擁護委員協議会から推薦された者</td></tr>
<tr><td>おがっこの居場所づくり（こども食堂）支援事業者（代表）</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

改正後		改正前	
その他	地域で子どもを支援している団体等の代表		その他、連絡・連携が必要と認められる機関の代表
	その他、連絡・連携が必要と認められる機関の代表		

別表第２（第３条**、第６条、第７条**関係）

男鹿市	教育委員会こども未来課長
	市民福祉部生活環境課長
	市民福祉部福祉課長
児童福祉関係	秋田県子ども・女性・障害者相談センターから推薦された者
	男鹿市社会福祉協議会から推薦された者
	男鹿市主任児童委員（代表）
警察・司法・人権擁護機関	男鹿警察署から推薦された者
	秋田人権擁護委員協議会から推薦された者
その他	地域で子どもを支援している団体等の代表
	その他、連絡・連携が必要と認められる機関の代表

別表第２（第３条関係）

男鹿市	市民福祉部子育て健康課長
	教育委員会学校教育課長
	市民福祉部生活環境課長
	市民福祉部福祉課長
	保健担当職員
関係機関	秋田県子ども・女性・障害者相談センターから推薦された者
	男鹿警察署から推薦された者
	男鹿市社会福祉協議会から推薦された者
	男鹿市主任児童委員（代表）
	秋田人権擁護委員協議会から推薦された者
	おがっこの居場所づくり（こども食堂）支援事業者（代表）
	その他、連絡・連携が必要と認められる機関の代表

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。